

農林水産物等輸出促進対策

(1) 事業内容

農林水産物等の輸出を拡大する目標を設定し、輸出に取り組む方々の活動を総合的に支援します。

(2) 支援の内容

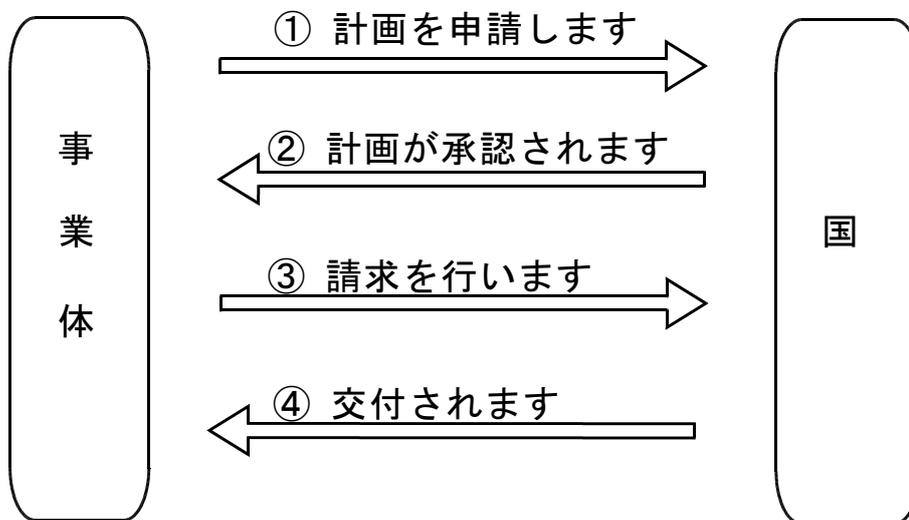
農林水産物等の輸出に関する活動を支援します（事業費の1/2以内）。また、輸出に知見がある者を活用する場合は、500万円まで支援します。

(3) 条件

農業協同組合（連合会）、森林組合（連合会）、漁業協同組合（連合会）、社団法人又は財団法人、特認団体等の事業体であること。

なお、個人や単独の民間企業は支援対象外です。

(4) 手続きの流れ



(5) お問い合わせ先

農林水産省等

農政局生産経営流通部農産課、沖縄総合事務局農林水産部農政課
農林水産省大臣官房国際部貿易関税チーム輸出促進室

[8]

国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大等の取組を支援

(食料産業クラスター展開事業)

(1) 事業内容

地域の食品産業が中核となり、農林水産業やその他関連産業等と連携する「食料産業クラスター」の形成を促進し、国産農林水産物を活用した新商品開発や販路拡大などの取組を支援します。

(2) 支援の内容

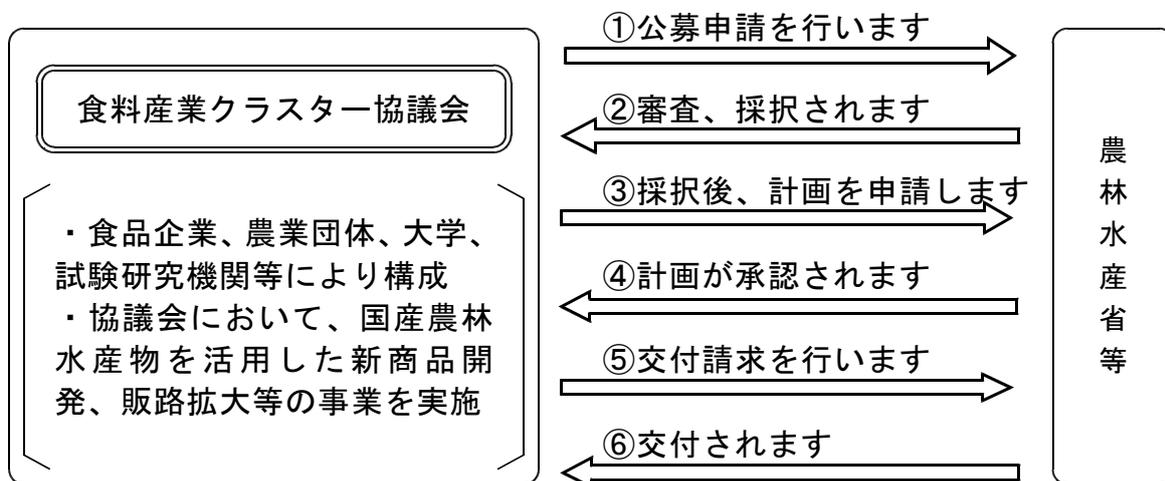
事業費に対して1/2以内の補助を行います。

(3) 条件

地域の食品産業が中核となり、農林水産業、関連産業、大学・試験研究機関等との連携により設立された団体（食料産業クラスター協議会）であること。

(4) 手続きの流れ

公募により事業実施主体が決定されます



(5) お問い合わせ先

農林水産省等

農政局生産経営流通部食品課、沖縄総合事務局農林水産部食料流通課

農林水産省総合食料局食品産業企画課

教育ファームの取組に対する支援 (にっぽん食育推進事業)

(1) 事業内容

作物の生産に関する一連の作業を体験する教育ファームの活動とその効果を検証する取組を支援します。

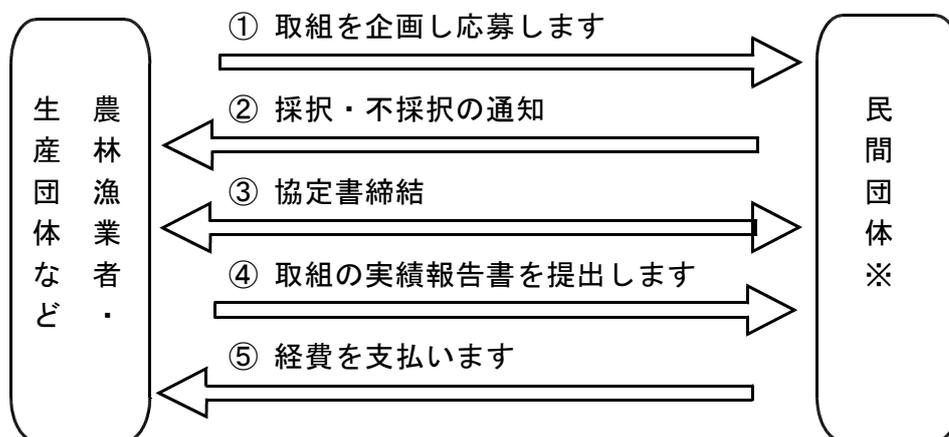
(2) 支援の内容

農林漁業体験における講師への謝礼・交通費、教育ファーム活動場所の管理費及び消耗品などの経費を助成します。

(3) 条件

- ①「教育ファーム」の推進を図る関係者で組織する団体や農林漁業者、生産者団体、民間企業などであること（地方公共団体単独、学校単独を除く。）。
- ②活動を確実にを行いそのための責任体制が明確であること。
- ③研修会などへの参加及び民間団体の行う効果の検証に協力できること。

(4) 手続きの流れ



(※農林水産省で公募する)

(5) お問い合わせ先

農林水産省

消費・安全局消費者情報官

農林漁業セーフティネット資金

(1) 事業内容

災害、社会的・経済的環境変化等により、一時的に農林漁業経営を維持安定することが難しくなった方に対し、必要な運転資金を融資します。

(2) 支援の内容

簿記記帳を行っている方は、年間経営費の3/12に相当する額(300万円が下限)、それ以外の方は300万円の融資が受けられます。

※借入金利：1. 35% (平成20年11月20日現在)

償還期限：10年以内 (うち据置期間3年以内)

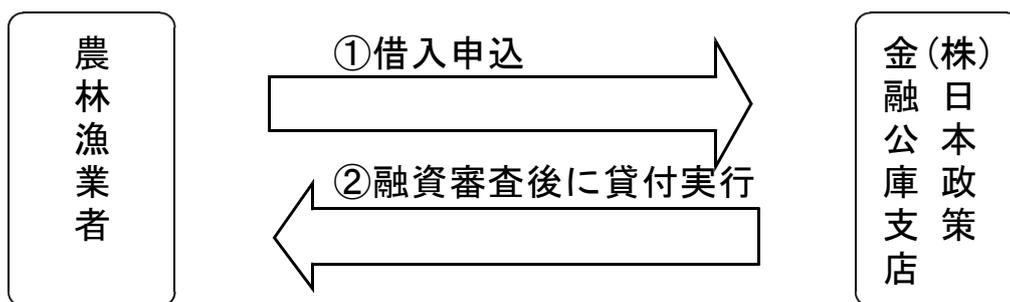
平成20年度から21年度までに認定農業者等(省エネに取り組んでいる者に限る)が借り受ける資金については、金利が最大2%引き下げられます。

(3) 条件

認定農業者、主業農林漁業者、認定就農者及び集落営農組織等であって、以下の資金使途に利用できます。

- ① 災害を受けた場合
- ② 法令に基づく処分又は行政指導を受けた場合
- ③ 社会的、経済的環境の変化などにより影響を受けた場合

(4) 手続きの流れ



(5) お問い合わせ先

農林水産省等

農政局生産経営流通部経営支援課、沖縄総合事務局農林水産部経営課
農林水産省経営局金融調整課

関係機関

(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫、信用農業協同組合連合会など

地域バイオマス利活用交付金

(1) 事業内容

地域で発生したり排出されるバイオマス資源を利活用するために必要な取組みに対し、交付金により支援します。

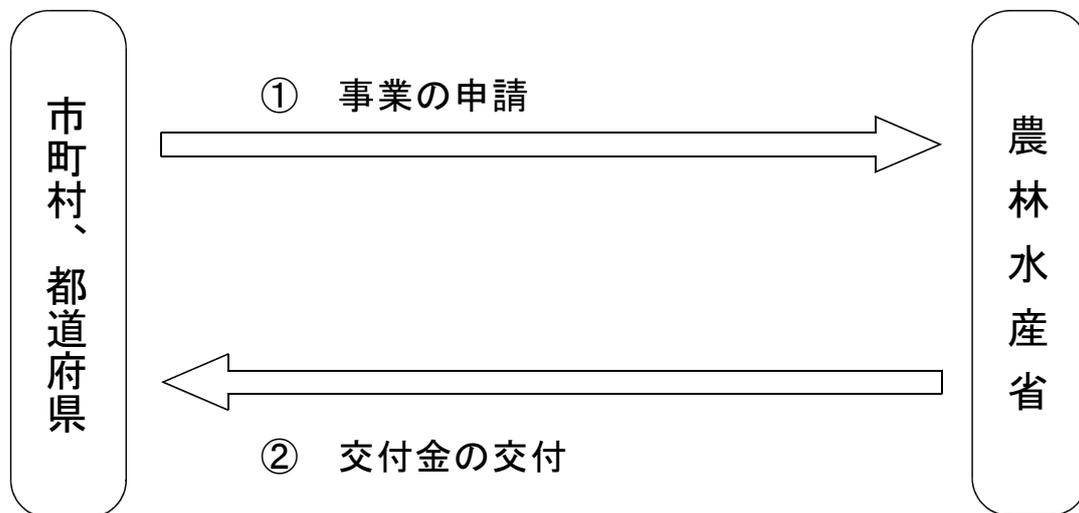
(2) 支援の内容

- ① バイオマスタウン構想作成等に要する費用の1/2以内。
- ② バイオマスの変換施設等の整備に要する費用の1/2以内。

(3) 条件

- ① 市町村等において、バイオマスタウン構想又はバイオマス利活用の中期的方針が策定されていること。
- ② バイオマス利活用に関する具体的な数値目標を記載した計画を作成すること。

(4) 手続の流れ



※市町村もしくは都道府県を経由して申請を行います。

(5) お問い合わせ先

農林水産省

農政局企画調整室

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課

バイオディーゼル燃料の導入促進 (バイオ燃料地域利用モデル実証事業)

(1) 事業内容

バイオディーゼル燃料の導入に向けて地域の関係者が一体となった取組みを支援します。(公募方式)

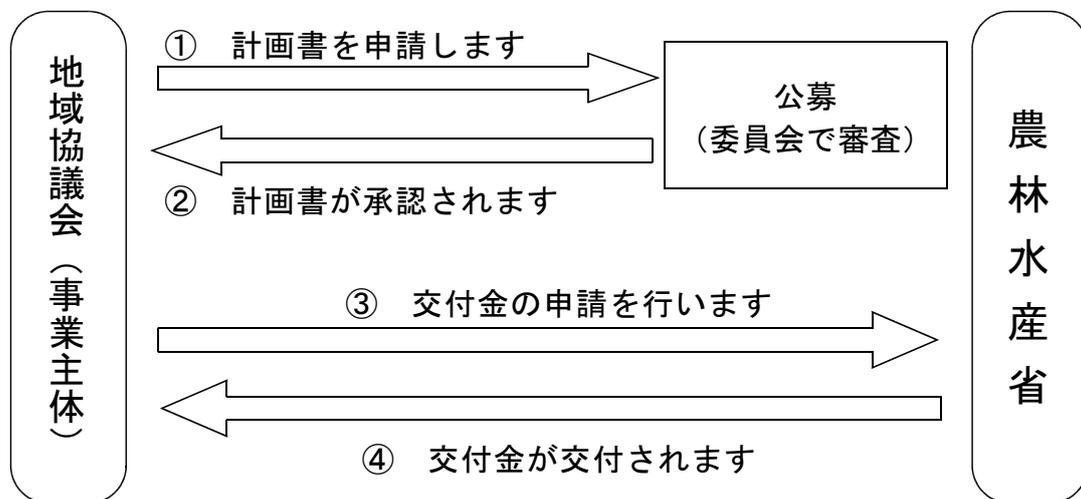
(2) 支援の内容

- ① バイオディーゼル燃料製造施設等の整備に要する費用の1/2以内
- ② バイオディーゼル燃料の利用促進活動等に要する費用の10/10以内

(3) 条件

- ① 廃食油等の原料調達からバイオ燃料の製造・販売まで、地域の関係者から構成される地域協議会を設立すること。
- ② 事業を確実に実施する能力を有し、事業内容及び実施方法が妥当であること。

(4) 手続の流れ



(5) お問い合わせ先

農林水産省

農政局企画調整室、整備部地域整備課
農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課
農林水産省農村振興局中山間地域振興課

農村コミュニティ再生・活性化支援事業

(1) 事業内容

農村への定住や二地域居住の促進や地域における多様な主体の連携活動及び地域産業との連携活動など、農村コミュニティ再生・活性化に取り組む団体の活動に対して支援を行います。

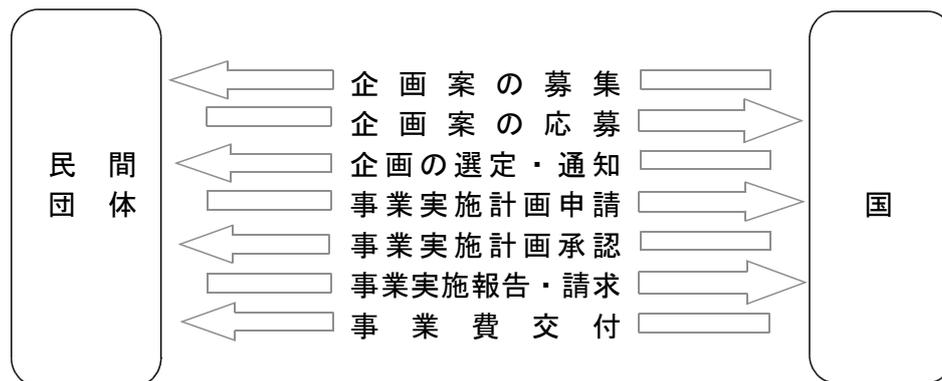
(2) 支援の内容

農村コミュニティ再生・活性化に取り組むNPO法人、農協、商工会議所、土地改良区、地方公共団体が出資する団体等の活動に対し、経費の1/2以内を補助します（数千万円規模の大きな事業は想定していません。）。

(3) 条件

- ① 農村コミュニティの活性化に関する基本方針等を定め、これに基づいて実践活動を行っている又は行おうとしている団体であること。
- ② 事業実施計画に基づく事業が、原則として3年以内に完了すること。
- ③ 事業完了後も継続的に農山漁村のコミュニティの再生・活性化に寄与するものであると見込まれる取組等であること。

(4) 手続きの流れ



(5) お問い合わせ先

農林水産省等

農政局農村計画部農村振興課、沖縄総合事務局農林水産部土地改良課

農林水産省農村振興局都市農村交流課

共生・対流等整備交付金

(1) 事業内容

都市と農山漁村の交流を促進するため、都市住民が農山漁村で農業をするための休息所などを併設した市民農園など、交流施設等の整備を支援します（公募方式）。

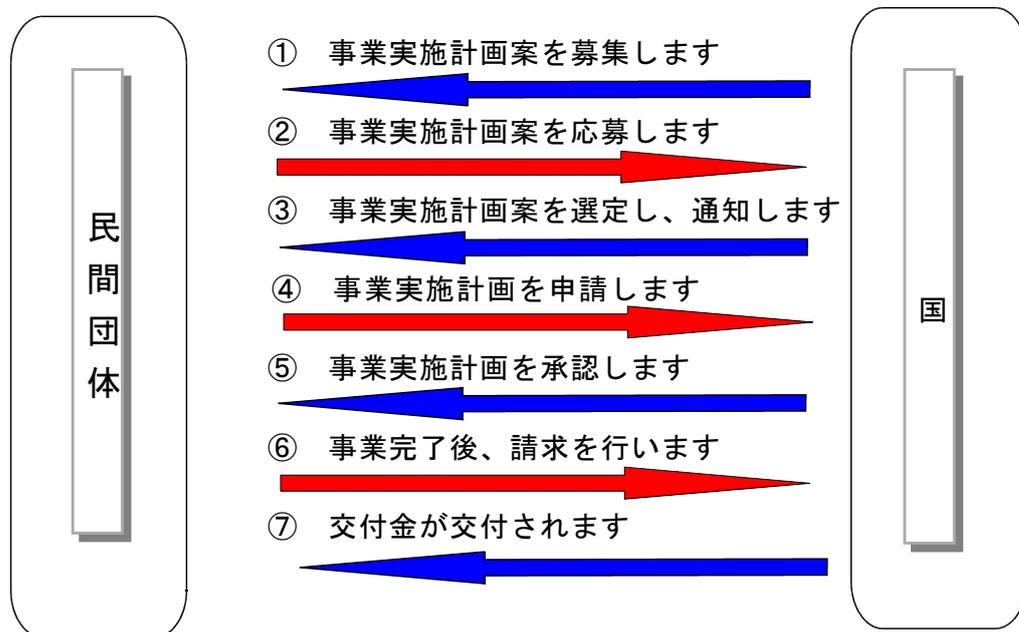
(2) 支援の内容

施設の整備に直接必要となる経費の1/2以内を国から交付します。

(3) 条件

- ① 交流人口の増加など、都市と農山漁村の交流や都市農業の振興を推進するための目標が適正に設定されていること。
- ② 都市と農山漁村の交流のための都道府県を越えた連携計画等を作成すること。
- ③ 適正な利用計画や収支計画が定められている施設であること。

(4) 手続きの流れ



(5) お問い合わせ先

農林水産省

農政局農村計画部農村振興課

農林水産省農村振興局都市農村交流課

関係機関

都道府県

共生・対流等推進交付金

(1) 事業内容

都道府県を越えた都市と農山漁村の交流や都市農業の振興について、民間団体の取組みを支援します（公募方式）。

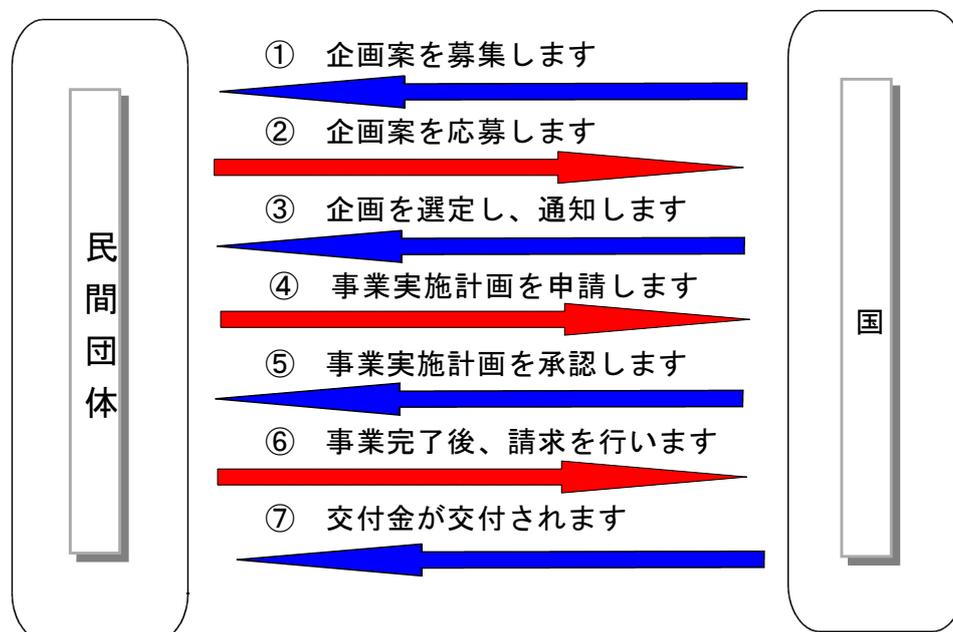
(2) 支援の内容

都市と農山漁村の交流体験等の活動に対して、1地区当たり5百万円以上8百万円以下の経費を定額で交付します。

(3) 条件

- ① 交流人口の増加など、都市と農山漁村の交流や都市農業の振興を推進するための成果目標が適正に定められていること。
- ② 都市と農山漁村の交流のための都道府県を越えた連携計画等を作成し、原則として3年以内に完了すること。
- ③ 事業完了後も自立的に継続する取組又は全国への普及が見込まれる取組等であること。

(4) 手続きの流れ



(5) お問い合わせ先

農林水産省

農政局農村計画部農村振興課

農林水産省農村振興局都市農村交流課

関係機関

都道府県

生産基盤及び施設の整備 (農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)

(1) 事業内容

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村地域を活性化するため、生産基盤及び施設の整備について地域の創意工夫による取組みを総合的かつ機動的に支援します。

(2) 支援の内容

①定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための以下の整備

- 基盤整備 ○生産機械施設 ○処理加工・集出荷貯蔵施設
- 新規就業者技術習得管理施設

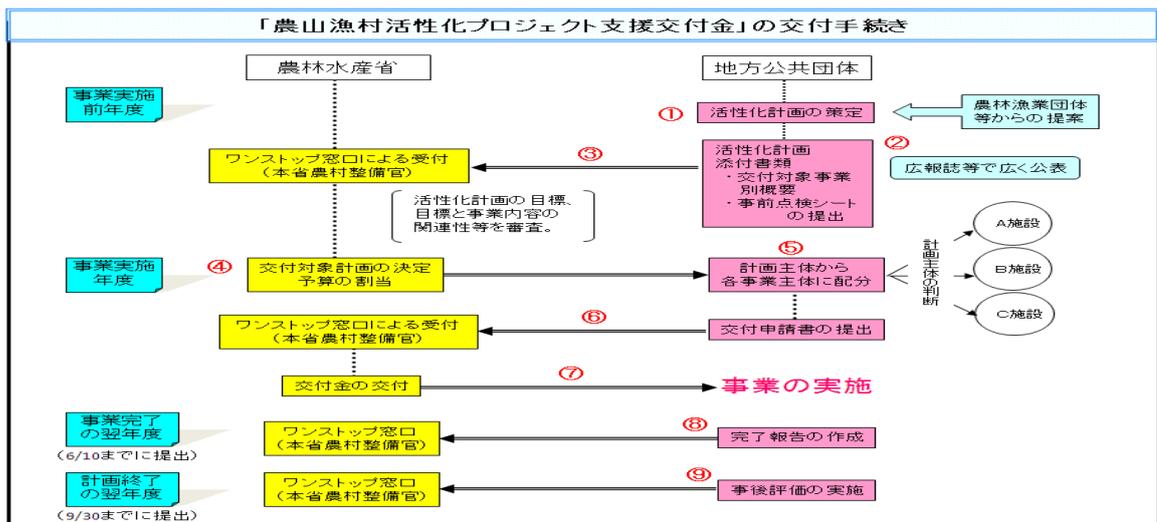
②①の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務

交付率は定額、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3。ただし、沖縄県は8/10、2/3、奄美群島は6/10、六法指定地域等は5.5/10の場合があります。

(3) 条件

都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定すること。事業実施主体は、都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等です。

(4) 手続きの流れ



(5) お問い合わせ先

農林水産省

農政局農村計画部農村振興課
農林水産省農村振興局農村整備官

生活環境施設の整備

(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)

(1) 事業内容

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村地域を活性化するため、生活環境施設の整備について地域の創意工夫による取組みを総合的かつ機動的に支援します。

(2) 支援の内容

①定住等を促進するための以下の生活環境施設の整備

- 情報通信基盤施設
- 簡易給排水施設
- 防災安全施設
- 農山漁村定住促進施設

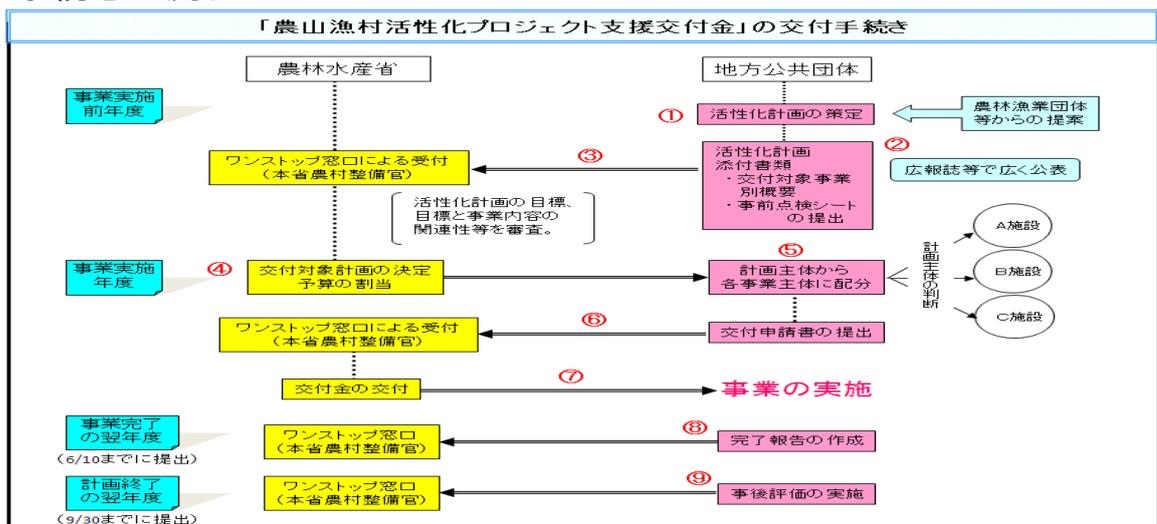
②①の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務

交付率は1/2、5.5/10、1/3。ただし、沖縄県は8/10、2/3、奄美群島は6/10、六法指定地域等は5.5/10の場合があります。

(3) 条件

都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定すること。事業実施主体は、都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等です。

(4) 手続きの流れ



(5) お問い合わせ先

農林水産省

農政局農村計画部農村振興課
農林水産省農村振興局農村整備官

地域間交流拠点の整備 (農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)

(1) 事業内容

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村地域を活性化するため、地域間交流拠点の整備について、地域の創意工夫による取組みを総合的かつ機動的に支援します。

(2) 支援の内容

①地域間交流の拠点となる以下の施設の整備

- 地域資源活用総合交流促進施設
- 農林漁業体験施設
- 自然環境等活用交流学習施設

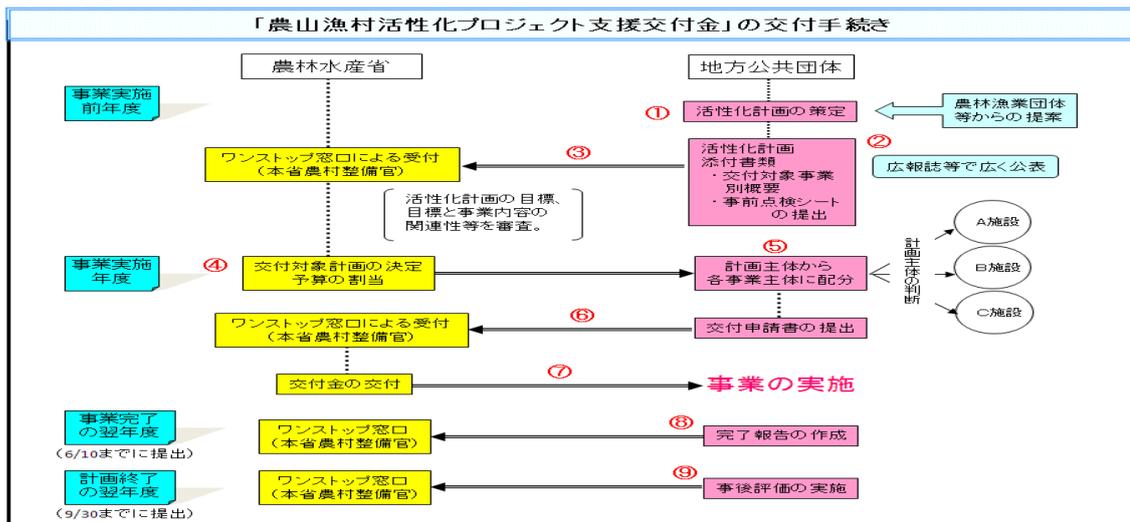
②①の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務

交付率は、1/2、5.5/10、4/10。ただし、沖縄県は2/3、五法指定地域等は5.5/10の場合があります。

(3) 条件

都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定すること。
事業実施主体は、都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等です。

(4) 手続きの流れ



(5) お問い合わせ先

農林水産省

農政局農村計画部農村振興課
農林水産省農村振興局農村整備官

地域資源の有効利用等のための施設整備等 (農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)

(1) 事業内容

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村地域を活性化するため、地域資源の有効利用等のための創意工夫による取組みを総合的かつ機動的に支援します。

(2) 支援の内容

①資源の有効利用の確保などのため以下の施設の整備等

○総合鳥獣被害防止施設 ○地域資源活用起業支援施設 ○地域資源循環活用施設 ○地域住民活動支援促進施設 ○土地利用調整 ○農地等補完保全整備 ○景観・生態系保全整備

②①の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務

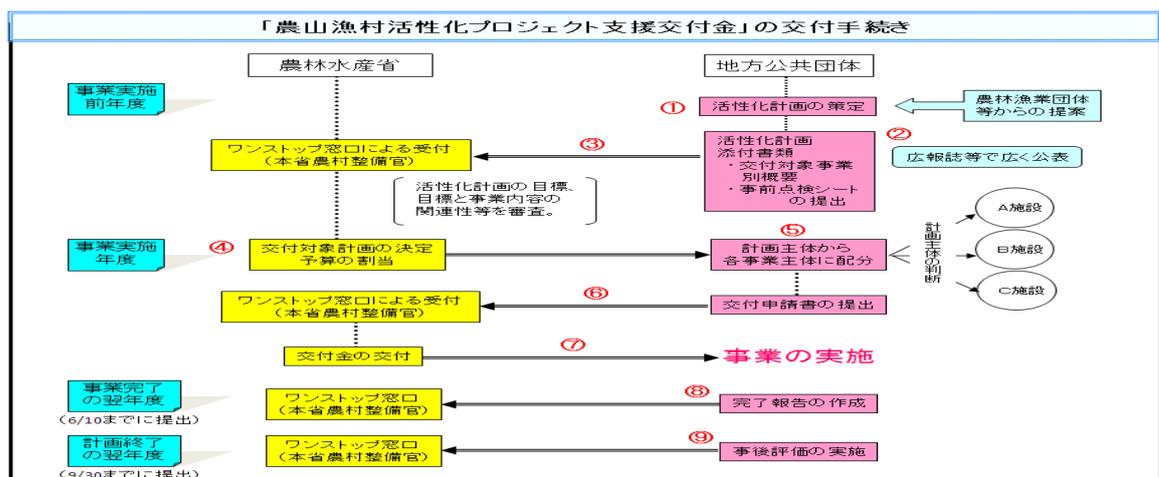
交付率は定額、1/2、5.5/10、4.5/10。ただし、沖縄県は8/10、2/3、奄美群島は6/10、5.2/10、六法指定地域等は5.5/10の場合があります。

(3) 条件

都道府県又は市町村が単独又は共同で活性化計画を策定すること。

事業実施主体は、都道府県、市町村、農業協同組合、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体等です。

(4) 手続きの流れ



(5) お問い合わせ先

農林水産省

農政局農村計画部農村振興課

農林水産省農村振興局農村整備官

農山漁村活性化対策推進交付金 (農山漁村活性化プロジェクト支援交付金)

(1) 事業内容

定住や二地域間居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村地域を活性化するため、地域の実情を踏まえた遊休農地の多様な活用に向けた取組みを支援します。

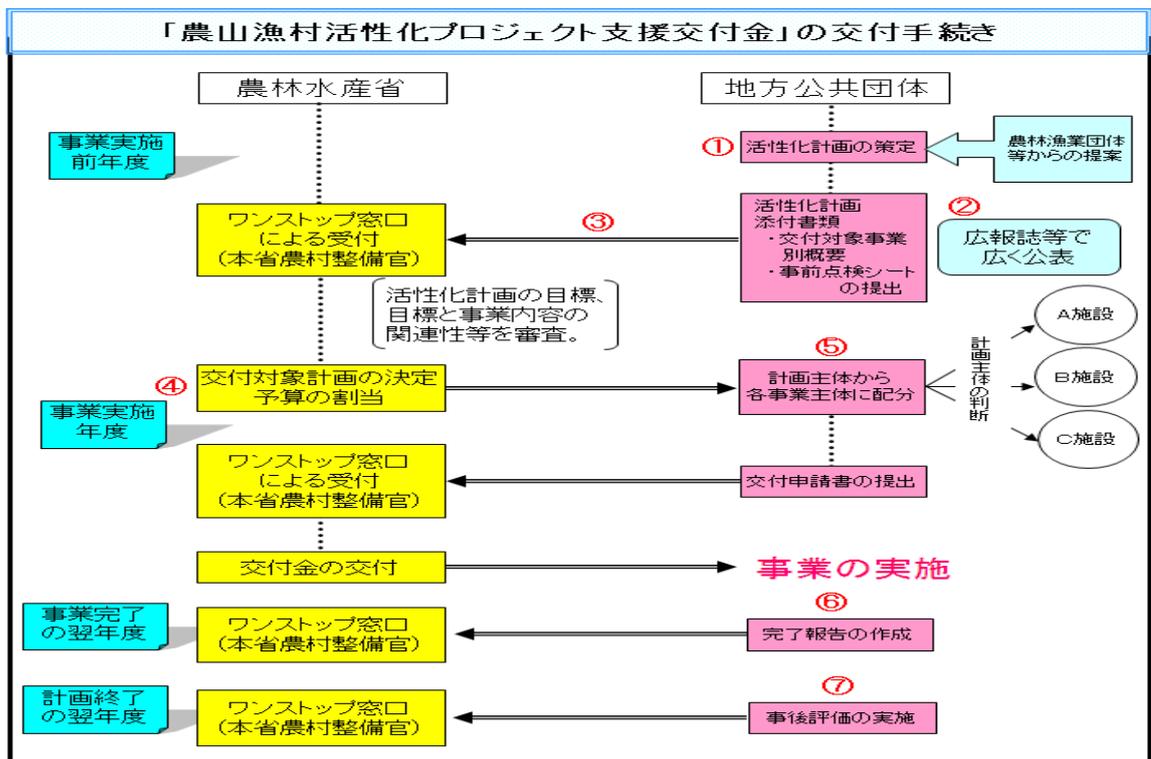
(2) 支援の内容

遊休農地の解消・再活用に向けた調査・調整活動、実践活動等を支援します。交付率は1/2です。

(3) 条件

都道府県又は市町村が単独で又は共同して活性化計画を策定すること。事業実施主体は、都道府県、市町村、農業協同組合、森林組合、NPO法人等です。

(4) 手続きの流れ



(5) お問い合わせ先

農林水産省

農政局農村計画部農村振興課

農林水産省農村振興局農村整備官

農業用水の水源地域の整備 (農業用水水源地域保全整備事業)

(1) 事業内容

京都議定書に定められた森林吸収目標の達成に向け、良質な農業用水の安定的な供給と国土の保全に資するため、農業用水の水源地域における間伐等の森林整備や耕作放棄地への植林を支援します。

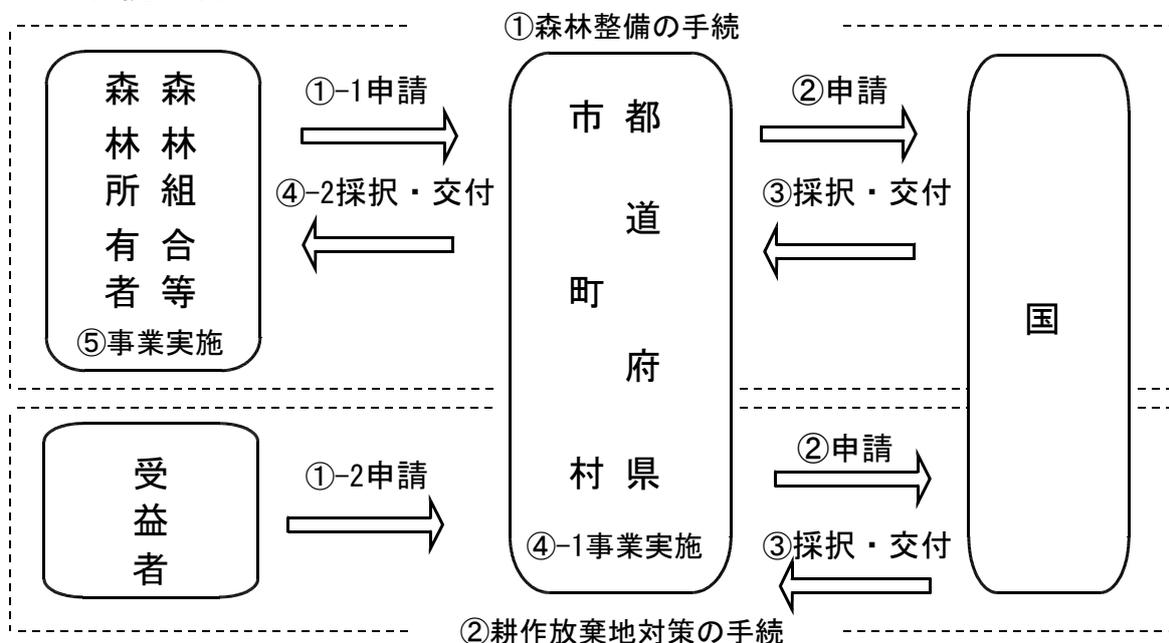
(2) 支援の内容

- ① 農業用水の水源地域において、植林、下刈り、除・間伐、複層林の造成、作業道の開設、林道の整備などの森林整備を行うための事業費の3/10から5/10を国が補助します。
- ② 水源地域内にある耕作放棄地へ植林を行うための事業費の5.5/10を国が補助します。

(3) 条件

- ① 森林整備の対象地域は、流況の悪化や土砂流入の増加が見られる水源地域であること。
- ② 耕作放棄地を転用して、森林を造成することについて、都道府県が策定する地域森林計画の対象となること。

(4) 手続の流れ



(5) お問い合わせ先

農林水産省等

農政局水利整備課、沖縄総合事務局農林水産部土地改良課

農林水産省農村振興局水資源課

関係機関

- ①：都道府県、②：都道府県、市町村

個性的で魅力ある村づくり (農村振興総合整備事業・村づくり交付金)

(1) 事業内容

農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施し、農業生産性の向上と、快適な生活環境や定住条件が確保された個性的で魅力ある村づくりを支援します。

村づくり交付金では、農村生活環境の他にも、山村居住環境、漁村生活環境を総合的に整備することができます。



※ 対象工種のイメージ

(2) 支援の内容

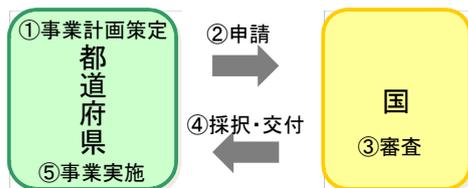
農業生産基盤と生活環境の総合的な整備に対して、事業費の50%を国が補助します。

(3) 条件

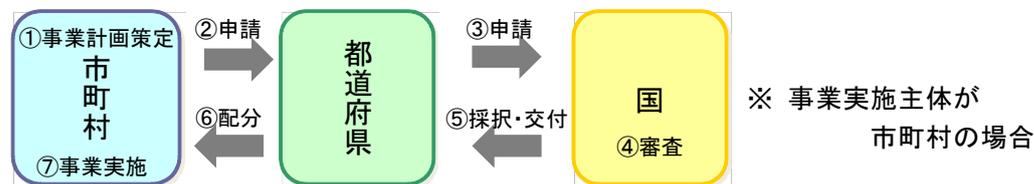
- ・ 都道府県、市町村等が作成する農村の総合的な振興に関する計画が策定されていること。
- ・ 農業生産基盤と生活環境の総合的な整備であること。
- ・ 総事業費が2億円以上であること。

(4) 手続の流れ

- ・ 農村振興総合整備事業（事業実施主体は都道府県）



- ・ 村づくり交付金（事業実施主体は市町村、土地改良区等）



※ 事業実施主体が市町村の場合

(5) お問い合わせ先

農林水産省等

農政局整備部地域整備課、沖縄総合事務局農林水産部土地改良課
農林水産省農村振興局農村整備官

関係機関

都道府県、市町村

支援交付金 (森林整備地域活動支援交付金)

(1) 事業内容

施業の集約化や間伐などの施業を実施しようとする方に対して、それらの実施に必要な「地域活動」に要する経費を助成します。

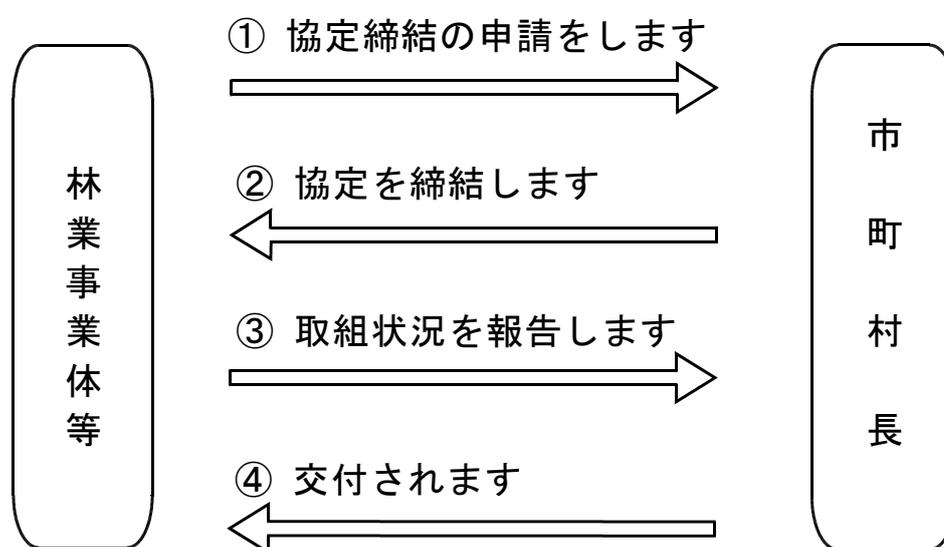
(2) 支援の内容

集約化に必要な森林調査や施業の実施に必要な歩道の整備などの「地域活動」を実施すると、取組内容に応じて1ha当たり1万5千円または5千円の交付金を受け取れます。

(3) 条件

- ①森林調査の場合は調査を実施する方であること。
- ②歩道の整備などの場合は森林施業計画を作成した方であること。

(4) 手続きの流れ



(5) お問い合わせ先

関係機関
市町村

農林水産省
林野庁林政部企画課

公庫資金の借換のための低利融資 (林業基盤整備資金 (利用間伐推進))

(1) 事業内容

利用間伐 (収入の伴う間伐) をする場合に、現在借りている公庫資金を借り換えることができます。

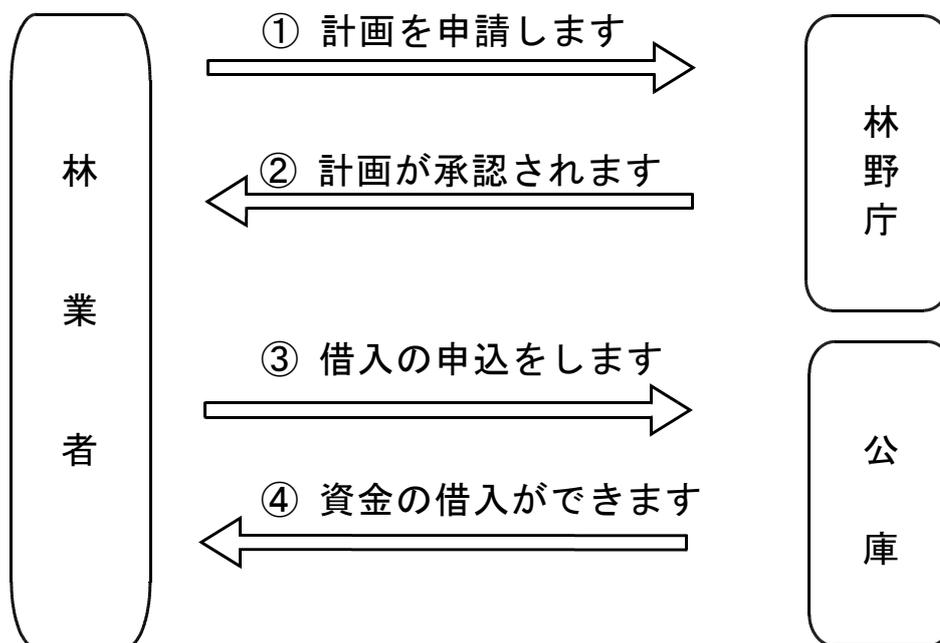
(2) 支援の内容

利率1.8% (平成20年10月21日現在) で、返済期間は最長20年 (うち据置期間は最長20年) です。

(3) 条件

- ①利用間伐量が5年間で20%増加すること
- ②長期収支が黒字であること

(4) 手続きの流れ



(5) お問い合わせ先

関係機関

(株) 日本政策金融公庫の各支店

農林水産省

林野庁林政部企画課

間伐を行うための超低利融資 (森林整備活性化資金)

(1) 事業内容

大規模に森林の間伐等を行う方に対して、公庫の有利子資金と無利子資金を同時にお貸しし、超低利化します。

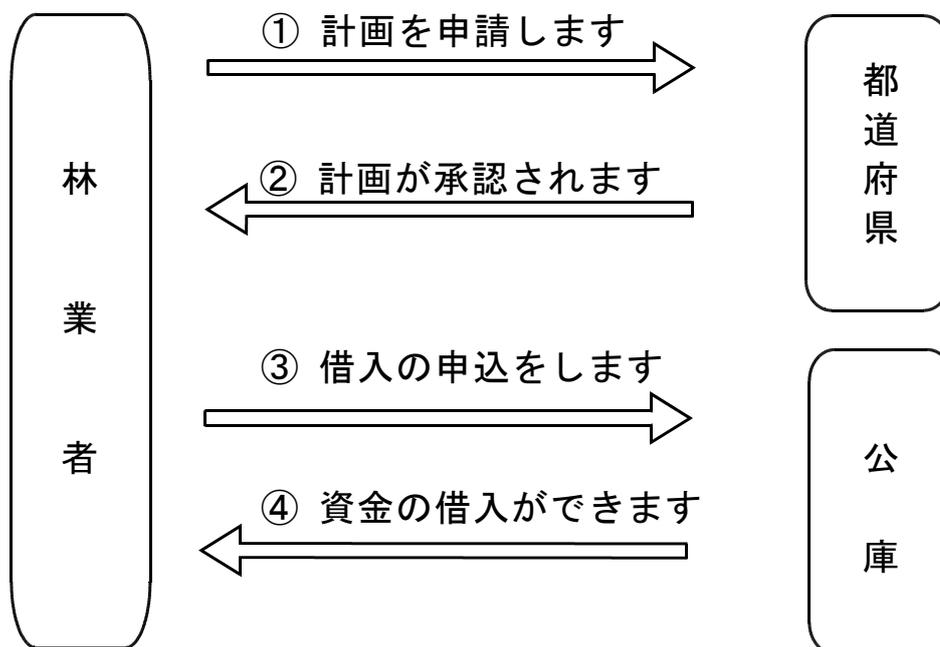
(2) 支援の内容

通常、利率1.8%でお貸しするところを、0.08%~0.71%でお貸しすることができます。 (※利率は平成20年10月21日現在)

(3) 条件

- ①林業経営改善計画の認定
- ②森林整備合理化計画(500ha以上の面積)の認定

(4) 手続きの流れ



(5) お問い合わせ先

関係機関

(株) 日本政策金融公庫の各支店

農林水産省

林野庁林政部企画課

森林を取得するための低利融資 (林業経営育成資金 (森林取得))

(1) 事業内容

森林又は立木を取得して林業経営をしようとする場合に、公庫が長期で低利の資金をお貸しします。

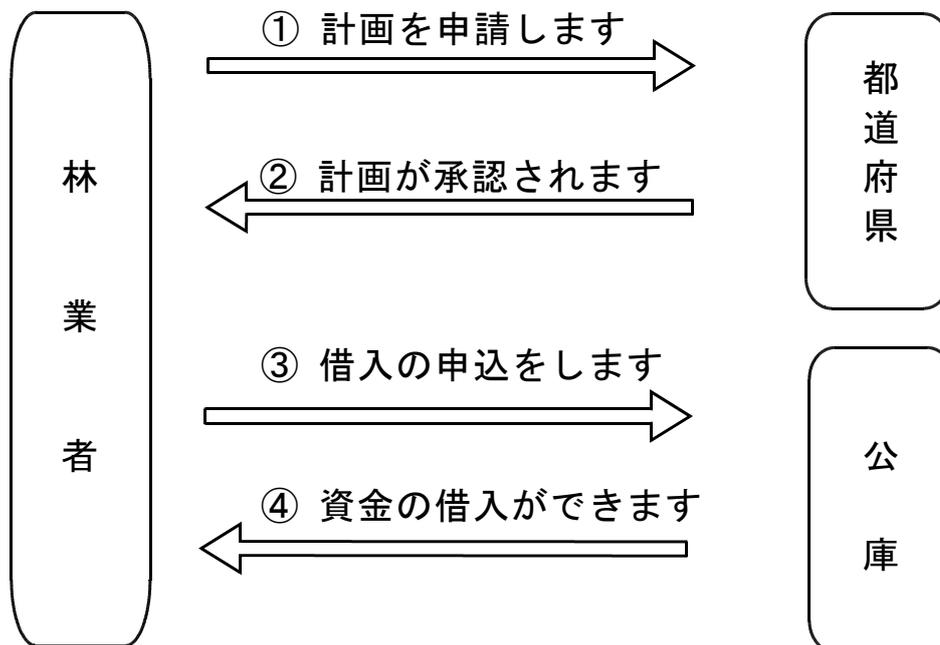
(2) 支援の内容

利率1.8% (平成20年10月21日現在) で、返済期間は最長35年 (うち据置期間最長25年) です。

(3) 条件

- ① 林業経営改善計画の認定 (一定規模の森林所有でも可です)
- ② 林業経営改善推進計画又は単独融資事業実施計画の認定

(4) 手続きの流れ



(5) お問い合わせ先

関係機関

(株) 日本政策金融公庫の各支店

農林水産省

林野庁林政部企画課

林業機械・設備を取得するための低利融資 (林業構造改善事業推進資金)

(1) 事業内容

素材生産から林産物の処理加工・流通まで幅広い分野の林業関係の高性能林業機械や木材乾燥機などの施設を導入する際に、公庫が長期で低利の資金をお貸しします。

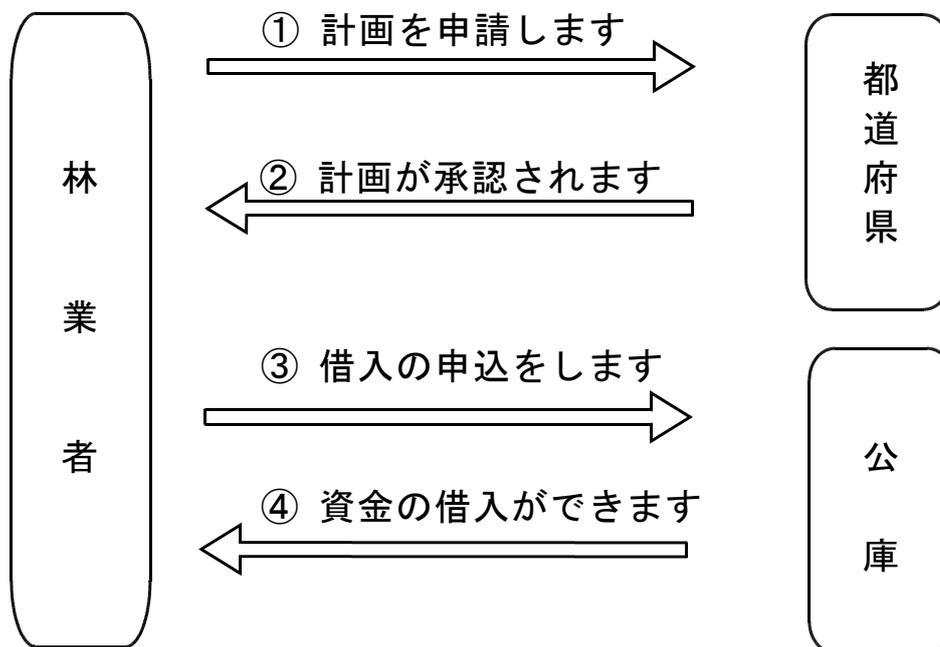
(2) 支援の内容

利率1.8～2.95%（平成20年10月21日現在）で、返済期間は最長20年（うち据置期間最長3年）です。

(3) 条件

森林・林業・木材産業づくり交付金の一部事業等が対象です。交付金をご利用しない場合は、単独融資事業実施計画の認定が必要です。

(4) 手続きの流れ



(5) お問い合わせ先

関係機関

(株) 日本政策金融公庫の各支店

農林水産省

林野庁林政部企画課

原油高騰に対応した運転資金への利子補給 (農林漁業セーフティネット資金利子補給事業)

(1) 事業内容

燃油等の高騰により経営が悪化した方で、日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金を借りた方に利子補給を行います。

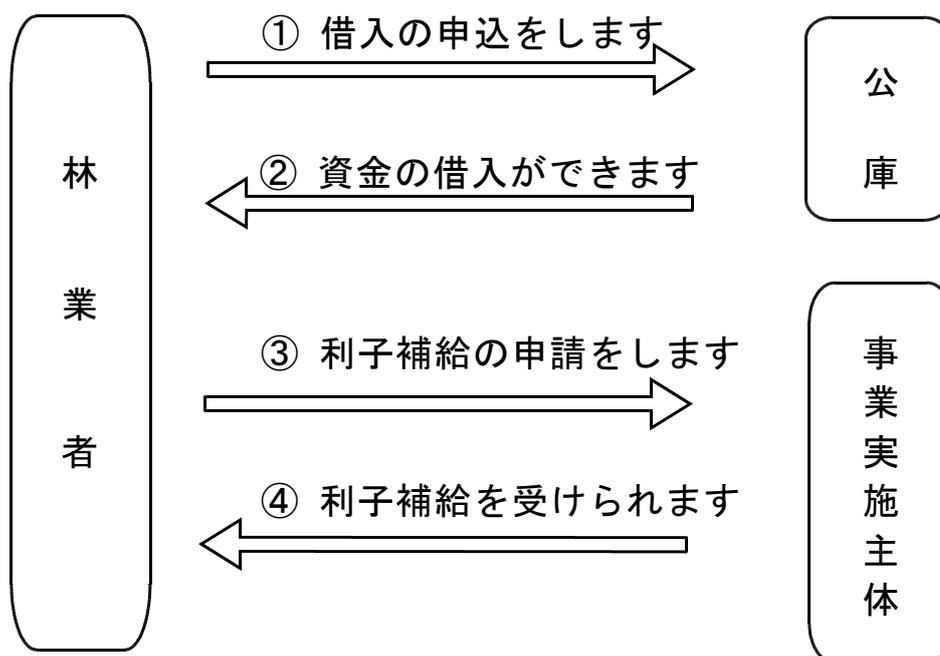
(2) 支援の内容

最大2%金利を引き下げます。現在の利率が1.45%（平成20年10月21日現在）ですので、実質無利子となります。返済期間は最長10年です。

(3) 条件

- ① 林業経営改善計画の認定
- ② 省エネ技術・設備の導入等コスト低減に取り組んでいること

(4) 手続きの流れ



※ ③、④の手続きについては、予定です。

(5) お問い合わせ先

関係機関

(株) 日本政策金融公庫の各支店

農林水産省

林野庁林政部企画課

経営改善等のための無利子融資 (林業・木材産業改善資金造成費)

(1) 事業内容

新しい事業を始める、機材や設備を充実させる、働く環境を整えるなどの取組みを行う方に対して、必要な資金を無利子でお貸しします

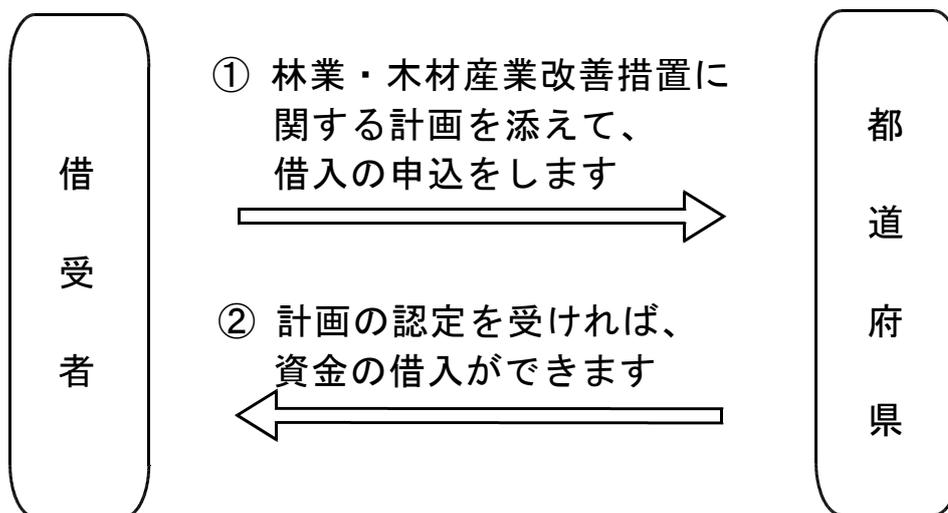
(2) 支援の内容

林業の場合は1,500～5,000万円、木材産業の場合は1億円までお貸しします。返済期間は最長10年（据置期間は最長3年）です。

(3) 条件（①又は②の条件を満たす方が対象）

- ①森林組合、素材生産業者、林業経営者などの林業事業体であること。
- ②木材製造業、木材卸売業、木材市場業を営んでいること。

(4) 手続きの流れ



※ なお、(独)農林漁業信用基金による100%の債務保証付きの民間融資機関を通じた融資も受けられます。

(5) お問い合わせ先

関係機関
都道府県

農林水産省
林野庁林政部企画課

運転資金が必要な方への低利融資 (木材産業等高度化推進資金)

(1) 事業内容

造林・間伐から素材生産、製材・加工、原木・製品市場まで、様々な事業に必要な運転資金を低利でお貸しします。

(2) 支援の内容

造林、素材生産、素材・木材製品の引取・輸送、加工（作業労賃含む）等に必要な運転資金をお貸しします。

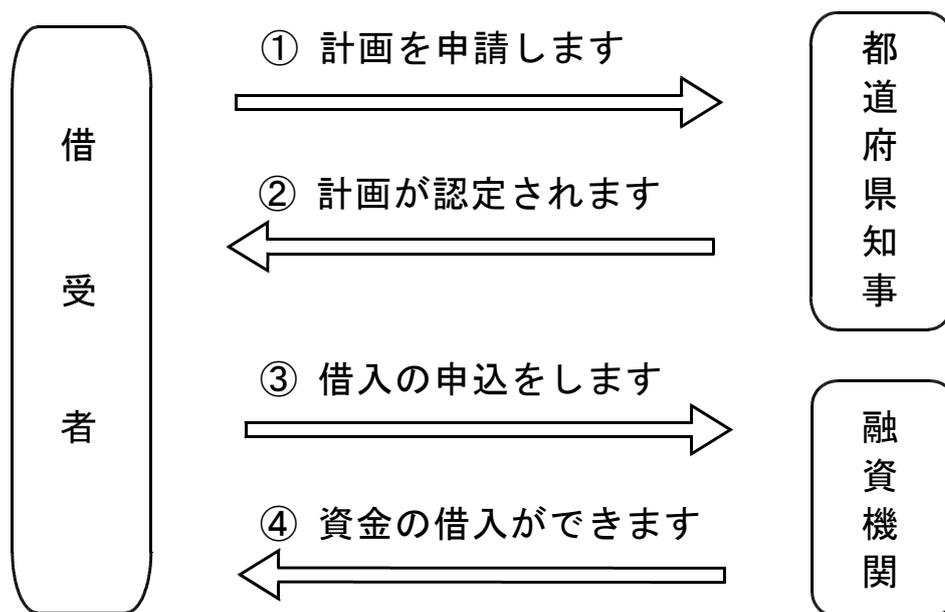
利率は、短期貸付（1年以内）で1.70%～2.00%です。

(※利率は平成20年4月1日現在)

(3) 条件

都道府県知事による合理化計画・林業経営改善計画の認定

(4) 手続きの流れ



※ なお、借入に当たっては、(独)農林漁業信用基金の債務保証を利用できます。詳しくは(独)農林漁業信用基金にご相談ください。(03-3294-5581(代))

(5) お問い合わせ先

関係機関
都道府県

農林水産省
林野庁林政部企画課

木材関連業者への利子助成 (木材産業体質強化促進事業)

(1) 事業内容

製材用機械などの設備を導入する木材関連業者に対して、その資金を金融機関から借り入れる際に必要な利子の一部を助成します。

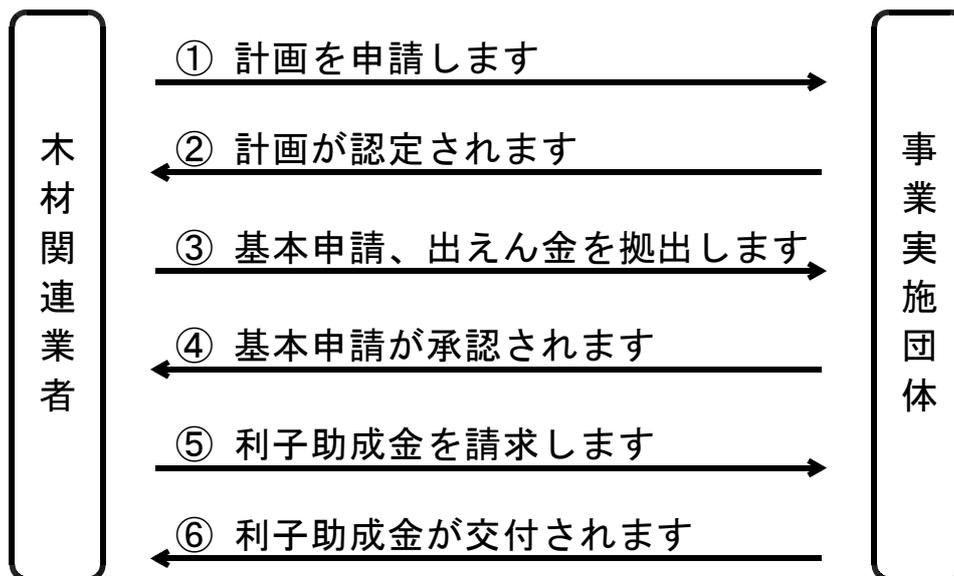
(2) 支援の内容

借入金の利子の一部が助成されます（最高3%まで）。

(3) 条件

製材業、木材チップ業、合板製造業などの木材関連業者であること。

(4) 手続きの流れ



(5) お問い合わせ先

関係機関（平成20年度）

都道府県木協連等、全国木材協同組合連合会

農林水産省

林野庁林政部木材産業課